

26 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和4年度予算概算要求額（所要額） 163,953（163,953）百万円】

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

（T P P 11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

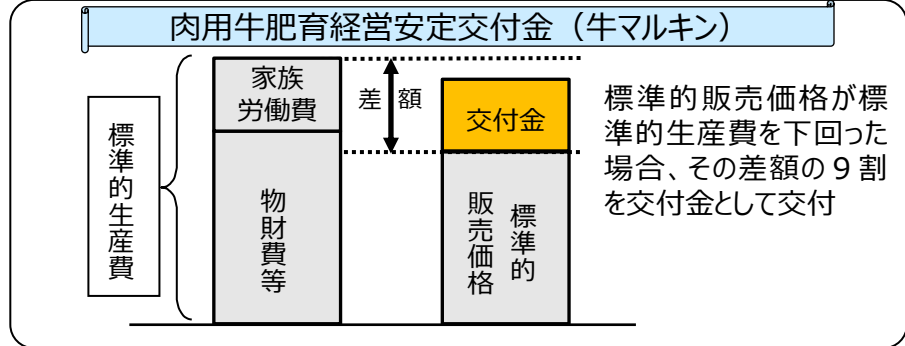
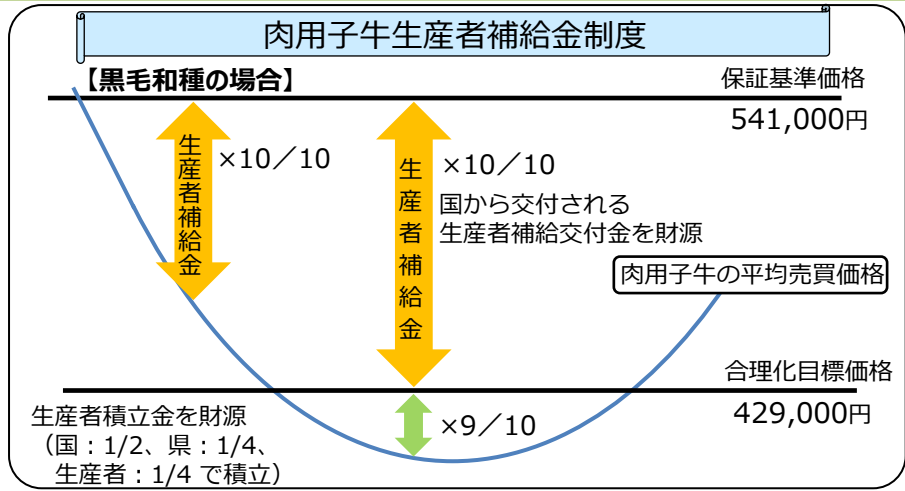
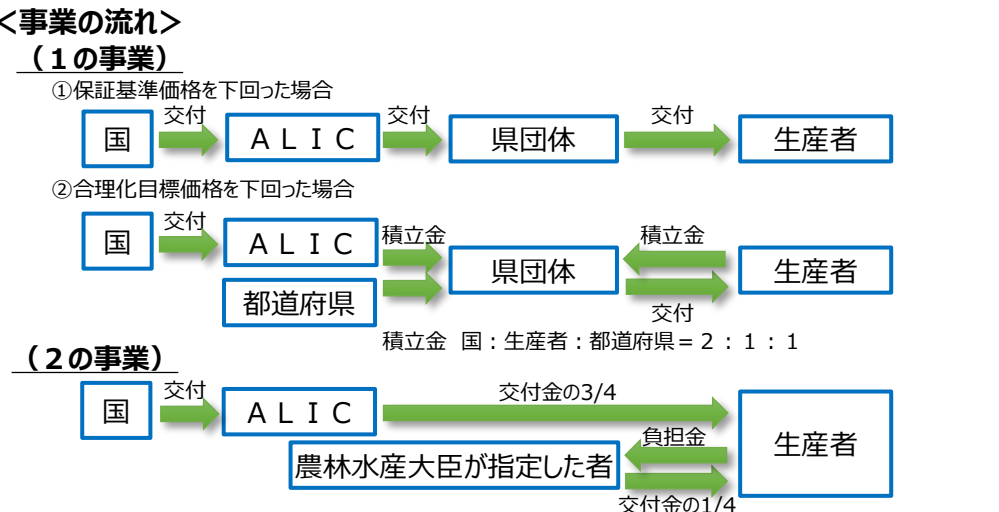
＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（33万トン〔平成30年度〕→40万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援
- 肉用子牛生産者補給金（所要額） 66,227（66,227）百万円
- 肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
2. 肉用肥育経営安定のための支援
- 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）（所要額） 97,726（97,726）百万円
- 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。



【お問い合わせ先】（1の事業） 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

（2の事業） 企画課（03-3502-5979）